

豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者や高齢者をはじめ、すべての人が鉄道や軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、駅舎等にバリアフリー化設備を整備しようとする者に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、まちの活性化と公共の福祉の増進に役立てることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、鉄道事業者等で豊中市内において国のバリアフリー化補助制度に基づき、駅舎等に設置するエレベーター等のバリアフリー化設備を整備する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が交通バリアフリー基本構想に基づいて行う事業に係る、国の補助対象事業で、豊中市内に設置するエレベーター等のバリアフリー化設備を整備する事業とする。

- 2 国の補助対象事業であっても、豊中市民の利便性及び安全性の向上に寄与しないと判断できる場合、補助対象としない。
- 3 国の補助対象外の事業であっても、豊中市民の利便性及び安全性の向上に寄与し、市長が適当と認めた場合は、補助対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費で、次のとおりとする。

経費の区分	範囲
1. バリアフリー化設備購入費	エレベーター等の購入費等
2. バリアフリー化設備工事費	建物(外構)工事費
	電気設備工事費
	関連付帯工事費
3. 補償費	
4. 事務費	設計・監理費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、国の補助対象事業に係る補助金の額は、当該補助対象経費の1/3以内とし、国の補助対象外の事業に係る補助

金の額は、当該補助対象経費の1/2以内とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前年度の9月末以前に、市と事前協議を行わなければならない。

2 前項の協議以降、市の求めに応じ、必要書類を提出しなければならない。

(補助金の交付申込み)

第7条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 工事関係図書

(3) 国の補助金交付決定通知書の写し

(4) 府の補助金交付決定通知書の写し(府の補助がある場合)

(5) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、交付申込みがあり、これを認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(事業内容の変更等の申込み)

第9条 事業者は、補助対象事業内容を変更するとき又は廃止するとき、補助事業変更等申込書(様式第3号)により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、補助事業変更等承認・不承認通知書(様式第4号)により通知する。

(着手届)

第10条 事業者は、事業に着手するときは、着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(事業に係る報告等)

第11条 市長は、事業者に対し、必要があると認めるときは、報告を求め、調査又は指導することができる。

(実績報告)

第12条 事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して14日以内に補助事業実

績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）事業実績表
- （2）契約書（又は請書）等の写し
- （3）工事完成検査完了済証又はこれに類する書類の写し
- （4）工事費精算書及びその内訳書
- （5）補助対象事業に係る工事写真
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定通知）

第13条 市長は、前条の報告後、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により通知する。

- 2 市長は、前項の報告内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるとき、適合させるための措置を事業者に命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の補助金確定通知を受けた事業者は、補助金請求書（様式第8号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があった場合、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、事業者が事業を正しく執行していないと認める場合、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の全部又は一部を取消した場合、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第17条 事業者は、補助事業により取得し、又は増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後5年を経過するまでは、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合、補助事業財産処分申込書（様式第9号）により、市長に申し込まなければならない。
- 3 取得財産等を市長の承認をうけて処分することにより収入があった場合、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(補助金等交付規則)

第19条 この要綱による補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から実施する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者名）

豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第7条の規定により、
下記のとおり補助金交付の申し込みをします。

バリアフリー化設備 を整備する駅の名称		
バリアフリー化設備		
補助対象事業の 着手・完了予定年月日	着手：平成 年 月 日から 完了：平成 年 月 日まで	
補助対象事業費	円	
補助金申込み額	円	
担当者・連絡先	部課名等	
	氏 名	
	T E L	

添付書類

- ・事業計画書
- ・工事関係図書
- ・国の補助金交付決定通知書の写し
- ・府の補助金交付決定通知書の写し（補助対象時のみ）
- ・その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

豊中市指令土総第 号

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで申込みのあった豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金については、次のとおり決定したので、豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 交 付 の 条 件 豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱に従うこと。

補助事業変更等申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者名）

平成 年 月 日づけ豊中市指令土総第 号により交付決定の
あった補助事業について、下記のとおり変更（廃止）をしたいので、豊中
市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第9条第1項の規定により
申込みます。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 変更の内容
3. 変更（廃止）の理由

変更の場合は、次の書類を添付すること。

- （1）補助金交付申込書（写）に変更する部分を表示したもの。
- （2）その他、市長が必要と認めるもの。

様式第4号（第9条関係）

豊中市指令土総第 号

補助事業変更等承認・不承認通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで申込みのあった補助事業の変更（廃止）については、下記のとおり決定したので、豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1．決定の内容

補助事業の変更（廃止）を、承認・不承認とします。

2．不承認の理由

様式第5号(第10条関係)

事業着手届

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所 (法人にあってはその所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)

つぎのとおり事業着手したので、豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第10条の規定によりお届けします。

記

補 助 事 業 名	豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助事業
事 業 か 所	
交 付 決 定 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日 豊中市指令土総第 号
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日

補助事業実績報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者名）

平成 年 月 日づけ豊中市指令土総第 号で交付決定された補助事業に係る実績を豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金精算額 金 円
2. 補助事業に要した経費
3. 完了年月日
4. 添付書類
 - (1) 事業実績表
 - (2) 契約書（又は請書）等の写し
 - (3) 工事完成検査完了済証又はこれに類する書類の写し
 - (4) 工事費精算書及びその内訳書
 - (5) 補助対象事業に係る工事完成写真
 - (6) その他、市長が必要と認める書類。

様式第7号（第13条関係）

豊中市指令土総第 号

補助金確定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日づけで実績報告のあった鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金については、下記のとおり確定したので、豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

補助金確定金額 金 円

補助金請求書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者名）

平成 年 月 日づけ豊中市指令土総第 号で確定通知のあった
鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について、下記のとおり請求
します。

記

1 . 補助金請求額 金 円

2 . 振込先

銀行	支店	預金の種別	普 通 当 座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

様式第9号（第17条関係）

補助事業財産処分申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住 所（法人にあってはその所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者名）

平成 年 月 日づけで実績報告を致しました鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業で取得した財産について、下記のとおり処分したいので、豊中市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱第17条第2項の規定により申込みをします。

記

- 1．処分しようとする財産の種類、数量
- 2．処分の内容
- 3．処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4．処分の理由
- 5．処分しようとする財産の取得価格及び時価